

函館市子ども発達支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、発達の遅れまたは障害のある児童（以下「障害児」という。）とその家族が日常的に適切な療育や相談指導を受けることができるよう、発達支援センター（第3条第1項に規定する施設等という。）の機能を整備するとともに、専門的支援を確保することによって、発達支援体制の充実を図る子ども発達支援事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は函館市とする。ただし、事業を社会福祉法人に委託することができる。

(発達支援センターの指定等)

第3条 市長は、次の各号に掲げる機能を適切に実施できる児童発達支援事業を行う施設等を発達支援センターとして指定するものとする。

- (1) 発達相談・評価
- (2) 個別の療育支援
- (3) 家族への相談・生活支援
- (4) 保育所等関係機関への訪問・連携支援
- (5) 市内の発達支援に関する連携確立
- (6) その他子どもの発達に必要とされる支援

2 発達支援センターの事業を担当する職員は、次のいずれかの要件を満たす者を1名以上配置する。

- (1) 障害児および家族への発達支援について概ね5年以上の実務経験を持つ者
- (2) 障害児および家族への発達支援について概ね1年以上の実務経験を持ち、道が実施する発達支援関係職員実践研修（従前の「発達支援関係職員基礎研修」を含む。）または、同等の研修（発達支援関係職員専門研修等）を受講した者
- (3) 障害児および家族への発達支援に関する上記(2)以上のカリキュラムの研修を受講した者（相談支援従事者研修（基礎研修）、児童発達支援管理責任者研修等）

(事業の内容等)

第4条 事業は、発達支援センター事業、専門支援事業、発達支援コーディネーター養成およびフォローアップ事業とし、その内容等は次に掲げるとおりとする。

(1) 発達支援センター事業

ア 支援の対象者

障害児およびその家族。ただし、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業（児童発達支援事業（児童発達支援センター事業を含む）、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）および障害児相談支援ならびに障害児入所施設を利用していない児童とする。

なお、18歳に到達し満20歳までの者のうち、指定障害福祉サービスの利用がなく、かつ、継続した個別支援や相談支援が必要と認める者を含む。ただし、適切な時期に指定相談支援事業所の相談支援や指定障害福祉サービス等が受けられるよう必要な調整を図るものとする。

イ 事業の内容

(ア) 支援を必要とする児童のうち、発達支援センターを定期的（週1回程度以上）に利用している者への事業

- a 個別の発達プランの策定
- b 個別の療育支援
- c 家族への相談支援等

(イ) 支援を必要とする児童のうち、発達支援センターを不定期に利用している者への事業

- a 個別の発達支援プランの策定
- b 必要に応じ、家族への相談支援等
- c 当該障害児等に対し日常的に支援にかかわる子育て支援センター、保育所、幼稚園、学校等の担当職員等に対する支援等

(ウ) 市内のコーディネート、体制づくり、家族への事業

- a 障害児等および家族のニーズの把握や必要なサービスを確保するための調整

- b 関係機関とのネットワークの構築
- c 発達支援体制を整備するための会議の開催
- d 関係機関が行う各種事業（乳幼児健診，就学指導委員会等）への協力
- e 発達支援関係職員に対する研修
- f 家族への相談支援や研修
- g 障害児等および家族による当事者支援の調整
- h 地域住民への啓発

(2) 専門支援事業

ア 支援の対象者

- (ア) 障害児等およびその家族
- (イ) 発達支援センターが支援する保育所，幼稚園，学校，福祉施設等の職員

イ 専門支援の内容

- (ア) 発達の評価，療育指導
- (イ) 発達支援センター職員等に対する医学的・技術的な指導
- (ウ) 家族への相談支援，カウンセリング
- (エ) 発達支援体制整備への支援
- (オ) その他，特に専門的観点からの支援が必要と認められる業務

ウ 専門支援協力機関

イに掲げる支援を発達支援センターでは確保できない場合は，専門的支援を適切に行うことができると認められる福祉施設，医療機関等に従事する次の職員に協力を得るものとする。

- (ア) 医師
- (イ) 歯科医師
- (ウ) 理学療法士
- (エ) 作業療法士
- (オ) 言語聴覚士
- (カ) 心理士

(3) 発達支援コーディネーター養成およびフォローアップ事業

ア 支援の対象者

函館市，北斗市，七飯町管内の保育園，幼稚園，認定こども園

で勤務する保育士，幼稚園教諭とする。ただし，フォローアップ研修の対象者は，函館市が実施する発達支援コーディネーター養成研修を受講し，修了した者とする。

イ 事業の内容

保育園，幼稚園，認定こども園に在籍する発達障がい児またはその疑いのある児童等に対し，支援体制の充実のため配置する発達支援コーディネーターの養成およびフォローアップを行う。

(ア) 発達支援コーディネーター養成研修の随時実施

(イ) 発達支援コーディネーターフォローアップ研修の年3回以上の実施

(秘密の保持)

第5条 事業に従事する職員は，業務により知り得た個人に関する情報を他に漏らしてはならない。また，その職を退いた後も同様とする。

(関係書類等の整備)

第6条 事業の実施においては，実施状況等を記録した関係書類を備え，必要な事項を記載しておくものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附 則

この要綱は，平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成31年4月1日から施行する。